

## 金融庁委託調査

---

### 改正貸金業法の完全施行後における 貸金業利用者（一般消費者・事業者）に関する調査・研究 ＜調査結果＞

# I. 調査概要

# I. 調査概要 1 調査設計

調査手法	インターネット調査
抽出母集団	インテージ・ネットモニター
調査地域	全国
調査対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・20～70代の男女</li> <li>・初回調査対象者および本人または家族が以下の職業に従事している場合は対象外              出版・印刷関連、新聞・放送業、マスコミ、広告、市場調査              金融関係(銀行/信託/信金/信組/政府系金融信販/消費者金融/その他金融/証券、商品取引/生命保険/損害保険)</li> </ul>
調査期間	<input type="checkbox"/> スクリーニング調査      2011年4月13日(水)～21日(木) <input type="checkbox"/> 本調査                      2011年4月20日(水)～25日(月)
調査設計	<input type="checkbox"/> スクリーニング調査: 回収目標サンプル数 最大40,000サンプル <グループ1> 性別/年代/エリアで母集団準拠を行った30,000サンプル程度 ※母集団準拠については、平成17年度の国勢調査結果に人口動向を加味し、平成22年度の人口構成比を算出したものを母集団として使用。ただし、次の地域は被災地として除外(岩手県、宮城県、福島県、青森県八戸市、茨城県北茨城市、茨城県鹿嶋市、茨城県潮来市、茨城県神栖市、長野県下水内郡栄村) <グループ2> 「農林漁業」「専門職」従事者約2,000サンプル程度 <input type="checkbox"/> 本調査: 回収目標サンプル数: 4,000サンプル程度 <グループA> 3年以内借入経験者 2,000サンプル <グループB> 3年以内借入経験者以外 2,000サンプル <グループC> 「農林漁業」「専門職」従事者 100サンプル
有効回収サンプル数	<input type="checkbox"/> スクリーニング調査 <グループ1> 性別/年代/エリアで母集団準拠を行った34,570サンプル <グループ2> 「農林漁業」従事者667サンプル、「専門職」従事者526サンプル <input type="checkbox"/> 本調査 <グループA> 3年以内借入経験者 2,082サンプル <グループB> 3年以内借入経験者以外 2,207サンプル(うち、借入未経験者 1,842サンプル) <グループC> 「専門職」従事者 16サンプル、「農林漁業」従事者 32サンプル

# 1. 調査概要 2 本調査 有効回収数

本報告書では、基本的に下表「ランダムサンプル」をベースに分析を行っている。  
ただし、職業別に分析を行う際にのみ、「ランダムサンプル」に「補填サンプル」を加えたサンプルをベースとし、分析を行う。

	ランダムサンプル					補填サンプル				
	TOTAL	3年以内 借入経験者	3年以内借入 経験者以外	うち、 借入経験あり (3年より前)	うち、 借入経験なし	TOTAL	3年以内 借入経験者	3年以内借入 経験者以外	うち、 借入経験あり (3年より前)	うち、 借入経験なし
TOTAL	4289	2082	2207	365	1842	48	48	0	0	0
会社員	1264	777	487	111	376					
経営者・役員	156	96	60	20	40					
個人事業主(自営業、SOHO含む)	384	226	158	46	112					
公務員(教職員含む)	163	78	85	11	74					
専門職(個人事業主は除く)	99	34	65	10	55	16	16	0	0	0
農林漁業	62	11	51	4	47	32	32	0	0	0
派遣・契約社員	204	119	85	23	62					
パート・アルバイト・フリーター	523	266	257	34	223					
専業主婦/主夫	691	202	489	47	442					
無職	506	175	331	52	279					
学生	141	60	81	0	81					
その他	96	38	58	7	51					

※『3年以内借入経験者』…最近3年以内に、「クレジットカード会社のキャッシング・カードローン」「消費者金融からの借入れ」「商工ローンからの借入」「手形割引業者からの借入れ」のいずれかの利用経験がある

※『借入経験なし』…過去、「クレジットカード会社のキャッシング・カードローン」「消費者金融からの借入れ」「商工ローンからの借入」「手形割引業者からの借入れ」のいずれも利用経験がない

# 1. 調査概要 3 ウェイトバックについて

スクリーニング調査結果より、「3年以内借入経験者」が全体に占める割合は8.2%（初回調査では9.4%）。この値が全体に占める「3年以内借入経験者」の比率と推計される（表1）。

ただし、今回の本調査設計では「3年以内借入経験者」を2,000サンプル、「3年以内借入経験者以外」を2,000サンプルとして設計を行ったため、本調査の回収結果は「3年以内借入経験者」が本調査回収サンプル計の半数以上を占め、実際の構成よりも大きな比率を占めている。

よって、総量規制の認知など、「3年以内借入経験者」と、「3年以内借入経験者以外」を足上げた数値をみる際には、3年以内借入経験者の比率を市場構成比にあわせるための補正処理（ウェイトバック）を集計で行っている。

※本報告書においては、ウェイトバックを行った数値を記載している箇所には「ウェイトバックあり」と注記を記載している。

【表1】スクリーニング／本調査回収結果における、「3年以内借入経験者」の割合

スクリーニング調査回収結果（母集団準拠サンプルのみ）

	TOTAL	3年以内 借入経験者	3年以内 借入経験者以外
TOTAL	34570	2835	31735
(%)	100	8.2	91.8

本調査回収結果（補填サンプルを除く）

	TOTAL	3年以内 借入経験者	3年以内 借入経験者以外
TOTAL	4,289	2,082	2,207
(%)	100	48.5	51.5

【表2】ウェイトバック算出方法

	①回収サンプル 数	②SCR回収結果 より、母集団準拠 した際の比率	③回収サンプル 数をSCR回収結 果の比率にあわ せる (①の合計×②)	ウェイトバック値 (②÷①)
合計	4289	100.0%	4289	—
3年以内借入経験者	2082	8.2%	352	0.1689232
3年以内借入経験者以外	2207	91.8%	3937	1.7840063

## II. 調査結果のまとめ

## II. 調査結果のまとめ

### 3年以内借入経験者の実態：借入目的(直近借入)

■ クレジットカード会社のキャッシング・カードローンの直近借入目的上位3位は、「生活費の不足補填」28.6%、「欲しいものための資金不足補填」26.6%、「クレジットカードの支払い資金不足補填」16.3%。

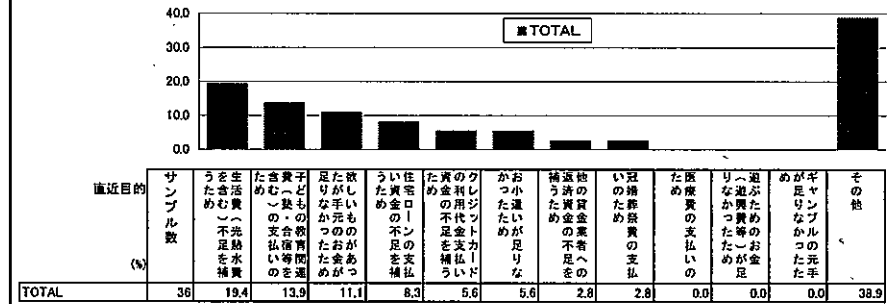
- ・ 年収別では、「生活費の不足補填」は、年収が低いほどスコアが高くなる傾向。
- ・ 職業別では、TOTALと比べ『個人事業主』や『専業主婦/主夫』は「生活費」が高く、『経営者』は「クレジットカードの支払い資金」『遊興費』が高い。また『公務員』『専門職』は「お小遣い」が、『学生』では「欲しいもの」「遊興費」が高い。

■ 消費者金融の直近借入目的上位3位は、「生活費の不足補填」36.1%、「欲しいものための資金不足補填」19.6%、「お小遣いの不足補填」14.9%。

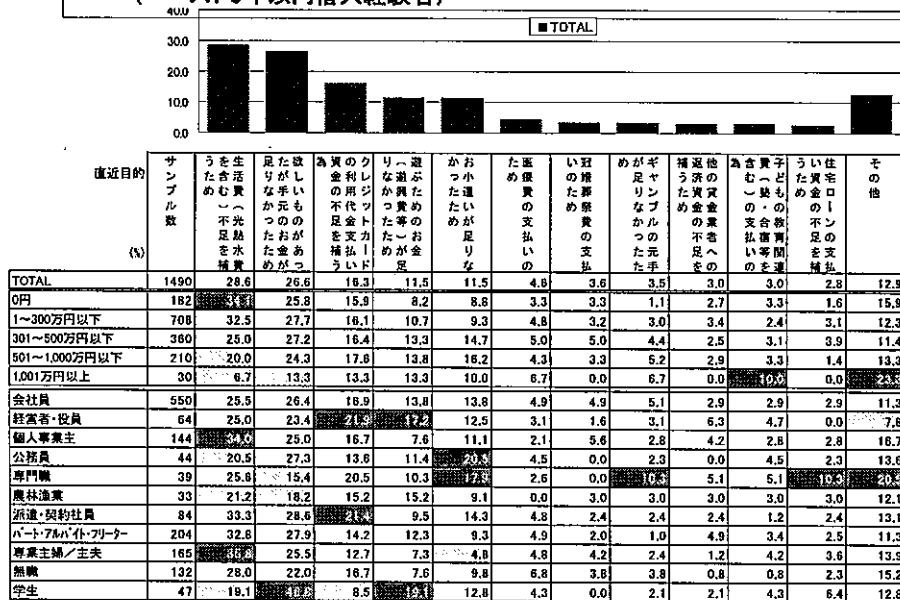
- ・ 年収別では、年収の低い層で「生活費」が高め。

■ 商工ローンの直近借入目的上位3位は、「生活費の不足補填」19.4%、「子どもの教育関連費の支払い」13.9%、「欲しいものための資金不足補填」11.1%。

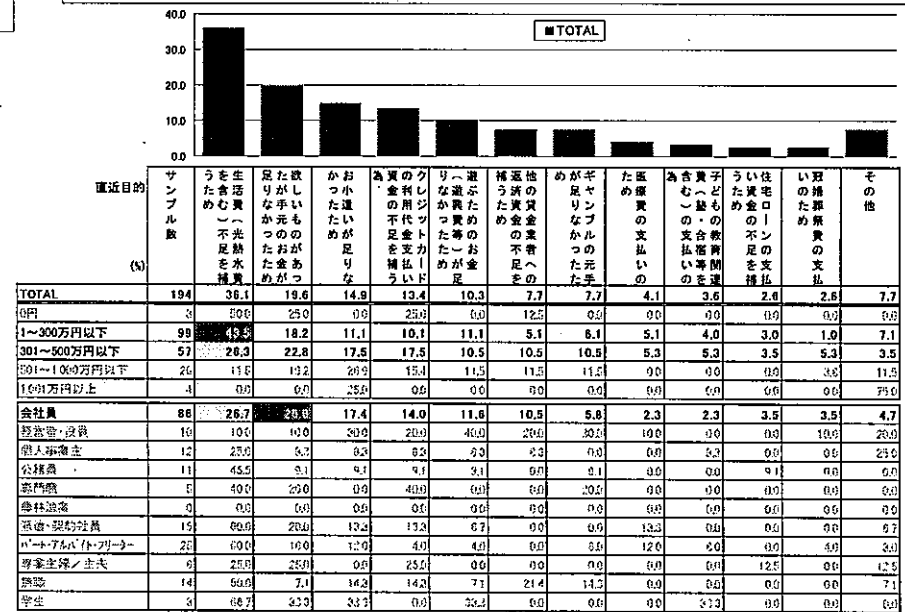
【図表3】 商工ローン利用者の直近利用目的 (ベース: 3年以内借入経験者)  
※手形割引業者利用者は6名のため非掲載



【図表1】 クレジットカードのキャッシング・カードローン利用者の直近利用目的 (ベース: 3年以内借入経験者)



【図表2】 消費者金融利用者の直近利用目的 (ベース: 3年以内借入経験者)



※サンプル数30未満は参考値。また、0は非表示。 ※年収不明は非表示(但し、TOTALには含む) ※職業別サンプルには、補填用サンプルを含む。(但し、補填用サンプルはTOTALには含まない)

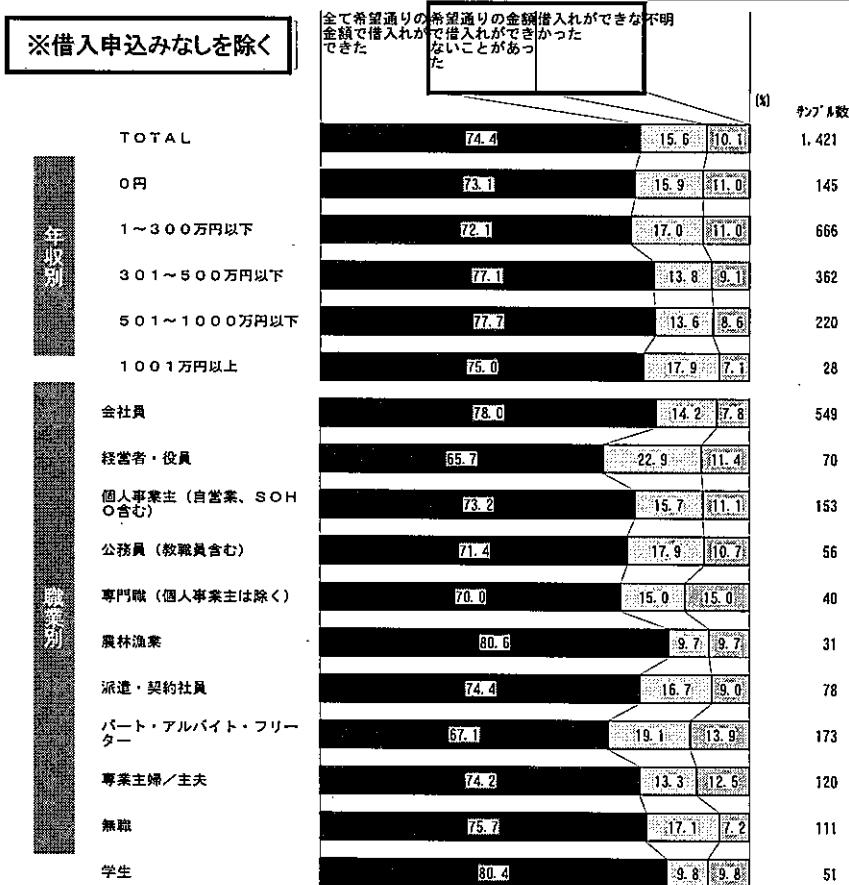
■ TOTAL+5ポイント以上  
■ TOTAL-5ポイント以下

## II. 調査結果のまとめ

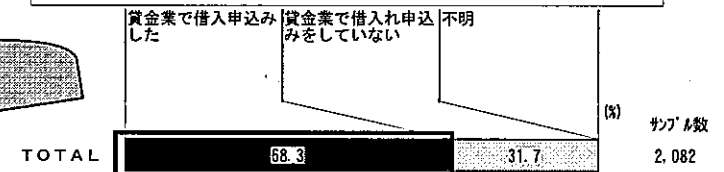
### 改正貸金業法施行後の借入状況：希望通りの借入れ有無

- 3年以内借入経験者のうち、改正貸金業法施行(2010年6月18日)後、「貸金業で借入申込みした」のは68.3%。そのうち、「希望どおりの金額で借入ができた」のは74.4%。
  - ・職業別では、『経営者・役員』『パート・アルバイト・フリーター』が「希望通りの金額で借入ができないことがあった」および「借入ができなかった」率が他の職業よりも高くなっている。
- 希望通りに借入れができなかった時の対応として、「支出を控えた・諦めた」が最も多く49.6%。また、「銀行カードローン」からの借入れを行う者が12.9%となった一方、「ヤミ金」利用は2.1%、「クレジットカードの現金化」の利用は5.2%。

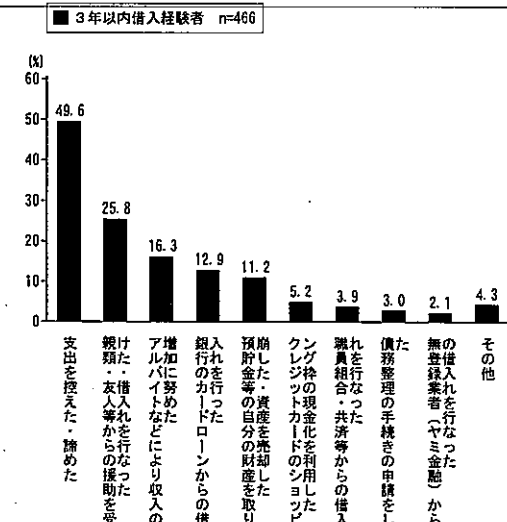
【図表5】改正貸金業法施行後の借入れ申込みと希望金額借入有無：(ベース：3年以内貸金借入経験者)



【図表4】改正貸金業法施行後の借入れ申込み有無：(ベース：3年以内貸金借入経験者)



【図表6】改正貸金業法施行後の借入不可・希望金額借入不可時の対応 (ベース：3年以内借入経験者で希望どおりの借入不可の経験あり)



※年収不明は非表示 (ただしTOTALには含む)

※職業別サンプルには、補填用サンプルを含む。(ただし、補填用サンプルはTOTALには含まない)

※サンプル数30未満は参考値

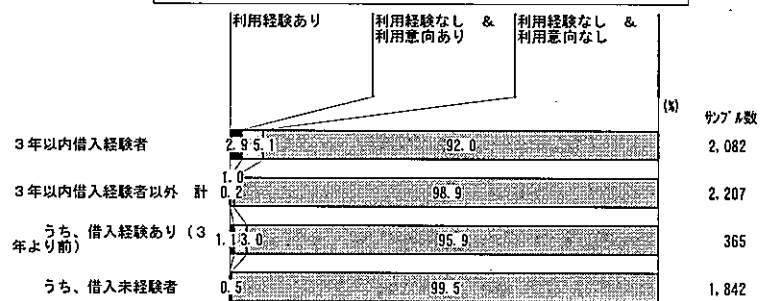


## II. 調査結果のまとめ

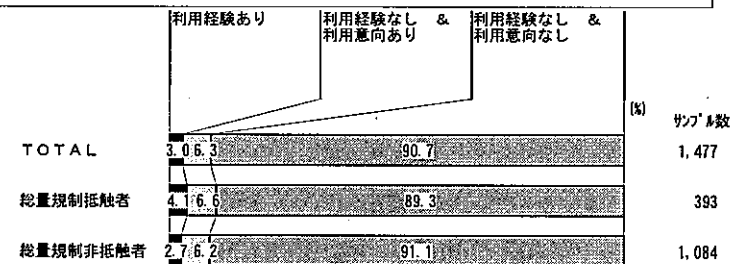
### 『無登録業者(ヤミ金)』の利用経験

- 3年以内借入経験者のうち、『無登録業者(ヤミ金)』の「利用経験あり」は2.9%、「利用意向があったが利用経験なし」は5.1%。  
・職業別では、「利用経験あり」は概ね1~5%未満と非常に少ない。
- 総量規制抵触者では4.1%が「利用経験あり」、「利用意向があったが利用経験なし」は6.6%。

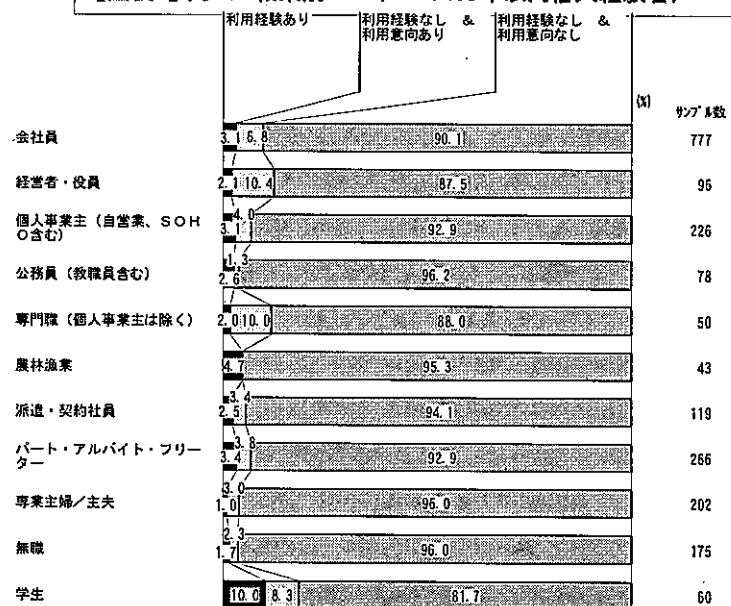
【図表7】 無登録業者(ヤミ金)の利用経験



【図表9】 無登録業者(ヤミ金)の利用経験：総量規制抵触有無別 (ベース:3年以内借入経験あり、かつ現在借入残高あり)



【図表8】 同上：職業別 (ベース:3年以内借入経験者)



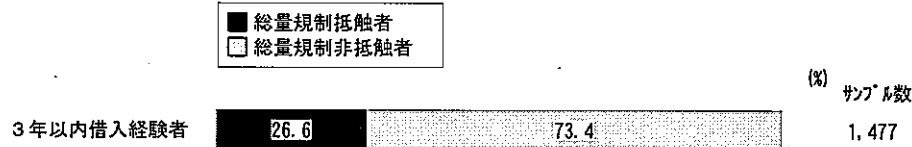
※サンプル数30未満は参考値 ※職業別サンプルには、補填用サンプルを含む。(ただし、補填用サンプルはTOTALには含まない)

## II. 調査結果のまとめ

### 『総量規制』抵触者の割合／現在の借入残高

- 3年以内借入経験者(かつ現在貸金業に借入残高あり)のうち、総量規制に抵触する(借入残高が年収の1/3を超える)のは26.6%。
  - ・ 年収が低くなるにつれて、抵触者比率も高くなる。職業別では、『個人事業主』『専業主婦/主夫』での抵触者比率が他の職業より高い。
  - ・ 「現在消費者金融に借入残高あり」ベースでは、総量規制に抵触するのは40.4%。
- 総量規制抵触者の現在の借入残高(貸金業)は、平均117.6万円で、非抵触者の平均26.8万円の約4倍。残高が100万円を超える層は、抵触者全体の40%近くを占める。

【図表10】 総量規制抵触者比率  
(ベース:3年以内借入経験者、かつ現在貸金業に借入残高あり)



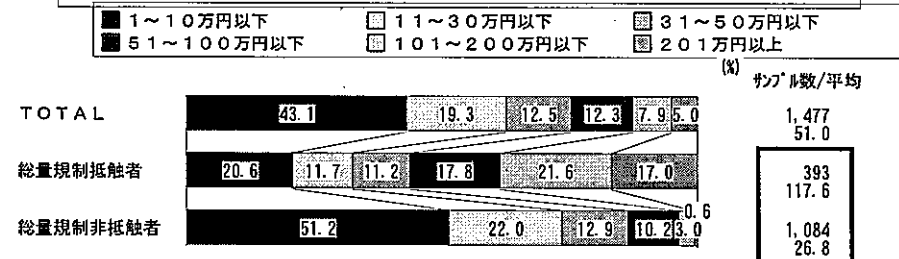
【図表12】 総量規制抵触者比率  
(ベース:3年以内借入経験者、かつ現在消費者金融に借入残高あり)



【図表11】 総量規制抵触者比率 年収/職業別  
(ベース:3年以内借入経験者、かつ現在貸金業に借入残高あり)

カテゴリー	サンプル数	総量規制抵触者比率 (%)
0円	145	100.0
1~300万円以下	723	24.8
301~500万円以下	384	12.2
501~1,000万円以下	212	10.4
1,001万円以上	19	5.3
会社員	574	16.2
経営者・役員	79	16.5
個人事業主	174	43.1
公務員(教職員含む)	44	13.6
専門職	37	10.8
農林漁業	29	20.7
派遣・契約社員	89	23.6
パート・アルバイト・フリーター	188	22.3
専業主婦/主夫	140	68.6
無職	105	27.6
学生	40	22.5

【図表13】 現在の借入残高  
(ベース:3年以内借入経験者、かつ現在貸金業に借入残高あり)



※年収不明は非表示  
(ただしTOTALには含む)

※職業別サンプルには、  
補填用サンプルを含む。  
(ただし、補填用サンプルは  
TOTALには含まない)

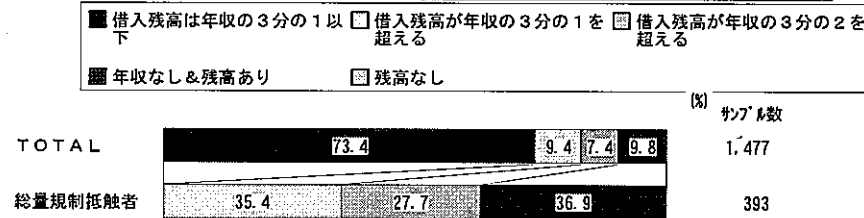
※サンプル数30未満は参考値

## II. 調査結果のまとめ

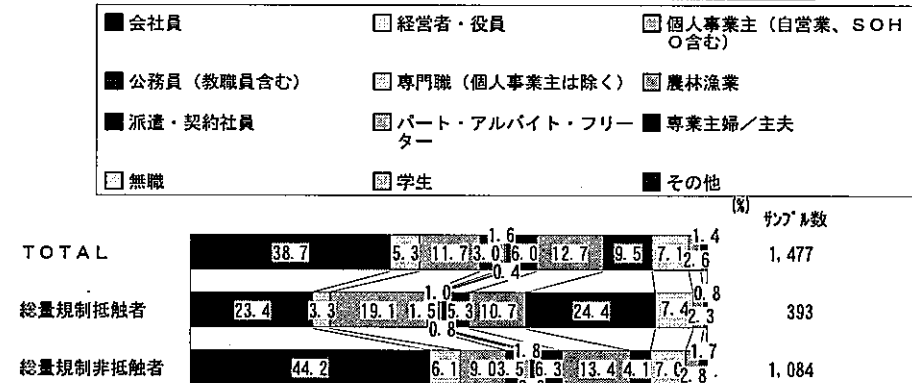
### 『総量規制』抵触者の特徴

- 総量規制抵触者のうち、「年収がなく借入残高はある層」は36.9%に上る。
- 職業別では、非抵触者と比べ『個人事業主』『専業主婦／主夫』が多く、『会社員』が少ない。
- 消費者金融に残高のある抵触者の借入目的は、非抵触者に比べ「生活費の不足補填」「他の貸金業者への返済資金不足の補填」が高く、「欲しいものための資金」「お小遣い」「遊行費」の不足補填は低めの傾向。

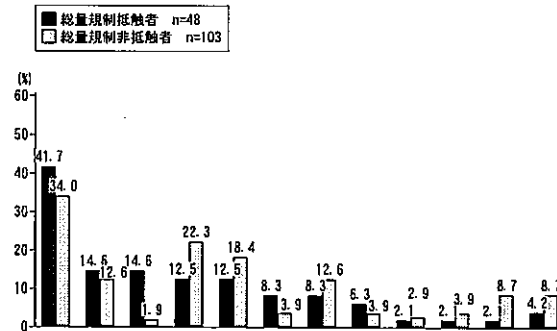
【図表14】 総量規制抵触者 借入残高と年収の比率区分  
(ベース:3年以内借入経験者、かつ現在貸金業に借入残高あり)



【図表15】 総量規制抵触者 職業  
(ベース:3年以内借入経験者、かつ現在貸金業に借入残高あり)



【図表16】 総量規制抵触者 消費者金融借入目的  
(ベース:消費者金融から3年以内借入経験あり、かつ現在借入残高あり)



※総量規制抵触者で降順ソート

借入目的	1	3	4	8	11	5	9	7	2	6	10	12
生活費 (光熱水費を含む)	41.7	34.0	14.6	14.6	22.3	18.4	8.3	3.9	12.6	6.3	3.9	2.9
クレジットカードの不足を補うための利用代金	14.6	12.6	1.9	22.3	18.4	3.9	12.6	3.9	2.1	2.1	3.9	8.7
他の貸金業者への返済資金の不足を補うための利用代金	14.6	1.9	22.3	18.4	8.3	3.9	12.6	3.9	2.1	2.1	3.9	8.7
お小遣い	22.3	18.4	8.3	3.9	12.6	6.3	3.9	2.1	2.1	3.9	8.7	8.7
お金の足りなかつたため	12.5	12.5	18.4	8.3	3.9	12.6	3.9	2.1	2.1	3.9	8.7	8.7
お小遣いが足りなかつたため	18.4	8.3	3.9	12.6	6.3	3.9	2.1	2.1	3.9	8.7	8.7	8.7
医療費の支払いのため	8.3	3.9	12.6	6.3	3.9	2.1	2.1	3.9	8.7	8.7	8.7	8.7
遊ぶためのお金 (遊興費等)	12.6	6.3	3.9	2.1	2.1	3.9	8.7	8.7	8.7	8.7	8.7	8.7
子どものお金の不足 (遊興費等)	6.3	3.9	2.1	2.1	3.9	8.7	8.7	8.7	8.7	8.7	8.7	8.7
宿等を含む支払いのため	3.9	2.1	2.1	3.9	8.7	8.7	8.7	8.7	8.7	8.7	8.7	8.7
住宅ローンの支払いのため	2.1	2.1	3.9	8.7	8.7	8.7	8.7	8.7	8.7	8.7	8.7	8.7
冠婚葬祭費の支払いのため	3.9	8.7	8.7	8.7	8.7	8.7	8.7	8.7	8.7	8.7	8.7	8.7
冠婚葬祭費の支払いのため	8.7	8.7	8.7	8.7	8.7	8.7	8.7	8.7	8.7	8.7	8.7	8.7
ギャンブルの元手が足りなかつたため	4.2	1.7	0.8	1.7	0.8	1.7	0.8	1.7	0.8	1.7	0.8	1.7
その他	4.2	1.7	0.8	1.7	0.8	1.7	0.8	1.7	0.8	1.7	0.8	1.7

\* 総量規制抵触者【ベース:3年以内貸金業借入経験者】

## II. 調査結果のまとめ

[TOTAL]

### 『総量規制』／『セーフティネット』の認知

- 『総量規制』に関する事柄の認知は、認知計では「貸金業法が改正されたこと」74.3%、「『総量規制』の内容」65.8%、次いで「『総量規制』等が2010年6月までに導入されたこと」57.9%、「上限金利の引下げ」56.6%の順に高い。  
「詳細な内容まで知っていた」とする割合では、「『総量規制』の内容」が24.1%で最も高い。
  - ・ 全ての項目において、「3年以内借入経験者」の認知率は「借入未経験者」の認知率を大きく上回る。「総量規制抵触者」と「総量規制非抵触者」を比べると、認知計では同程度だが、「詳細な内容まで知っていた」とする割合では「総量規制抵触者」の方が高い数値を示している。
- 『セーフティネット』の認知は、認知計では「弁護士会、司法書士会の相談窓口」が62.1%、「法テラス、国民生活センターの相談窓口」が53.7%で他の窓口や制度よりも高い。一方、利用意向では、「法テラス、国民生活センターの相談窓口」が21.8%で最も高い。
  - ・ 「総量規制抵触者」の認知は、「弁護士会、司法書士会の相談窓口」が77.6%で最も高く、「法テラス、国民生活センターの相談窓口」が70.7%で次ぐ。一方、「都道府県の社会福祉協議会が行う生活福祉資金貸付制度」と「生活協同組合や労働金庫・信用組合による貸付制度」が30%台の認知で他よりも低い。
  - ・ 「総量規制抵触者」の各セーフティネットの利用意向は、すべての機関で30%台となっている。

「認知計」＝「詳細な内容まで知っていた」「聞いたことはあるが詳細な内容までは知らなかった」

【図表17】総量規制／  
上限金利の引下げ認知  
※「TOTAL」のみ  
ウェイトバックあり

サンプル数	貸金業法が改正されたこと		「総量規制」等が2010年6月までに導入されたこと		「総量規制」の内容		基準を超える貸付時、顧客に対し年収等の証明資料を徴収することが貸金業者に義務付けられる		貸付時、他の金融機関からの借入残高等の調査が貸金業者に義務付けられる		上限金利の引下げ		
	認知計	詳細な内容まで知っていた	認知計	詳細な内容まで知っていた	認知計	詳細な内容まで知っていた	認知計	詳細な内容まで知っていた	認知計	詳細な内容まで知っていた	認知計	詳細な内容まで知っていた	
	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	
TOTAL	4289	74.3	20.3	57.9	17.9	65.8	24.1	35.3	10.5	32.1	8.5	56.6	11.2
3年以内借入経験者	2082	88.9	46.7	80.8	42.8	85.6	50.0	66.7	33.0	61.9	28.0	74.9	26.4
借入未経験者	1842	69.3	14.8	51.4	12.5	59.7	18.0	27.7	6.6	24.5	5.3	50.8	8.2
3年以内借入経験者のうち、総量規制抵触者 ※残高あり	393	90.6	52.9	85.2	50.6	89.3	57.8	73.8	42.0	68.2	35.4	79.4	31.3
3年以内借入経験者のうち、総量規制非抵触者 ※残高あり	1084	89.5	49.4	81.1	43.1	86.3	51.1	68.2	34.2	63.2	30.3	76.3	26.2

「認知計」＝「詳細な内容まで知っていた」「聞いたことはあるが詳細な内容までは知らなかった」

【図表18】セーフティネット認知／  
利用意向  
※「TOTAL」のみ  
ウェイトバックあり

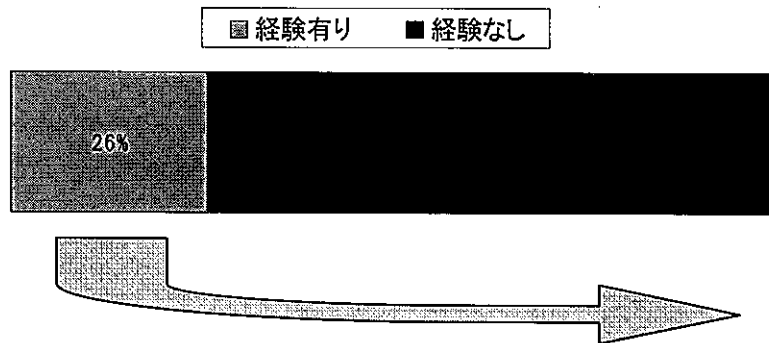
サンプル数	財務局や地方自治体設置の多重債務専門の相談窓口			法テラス、国民生活センターの相談窓口			弁護士会、司法書士会の相談窓口			生活協同組合や労働金庫・信用組合による貸付制度			都道府県の社会福祉協議会が行う生活福祉資金貸付制度			
	認知計	詳細な内容まで知っていた	利用意向あり	認知計	詳細な内容まで知っていた	利用意向あり	認知計	詳細な内容まで知っていた	利用意向あり	認知計	詳細な内容まで知っていた	利用意向あり	認知計	詳細な内容まで知っていた	利用意向あり	
	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	
TOTAL	4289	36.6	4.3	16.9	53.7	8.0	21.8	62.1	8.4	16.4	27.0	3.6	14.8	26.3	4.1	17.8
3年以内借入経験者	2082	50.4	10.3	26.0	65.0	15.3	31.0	71.8	16.4	24.5	38.6	7.9	28.4	37.2	8.3	27.8
借入未経験者	1842	31.8	3.6	14.5	49.4	6.5	18.8	57.6	6.9	14.7	24.3	3.2	12.3	23.6	3.8	15.0
3年以内借入経験者のうち、総量規制抵触者 ※残高あり	393	53.4	10.9	34.1	70.7	15.8	39.7	77.6	17.6	33.8	36.6	8.1	33.1	35.1	8.7	35.9
3年以内借入経験者のうち、総量規制非抵触者 ※残高あり	1084	51.8	11.4	27.0	64.2	15.5	31.3	72.0	17.4	23.8	41.4	9.1	27.2	39.5	9.4	28.8

### **III. 事業者向け調査結果のまとめ**

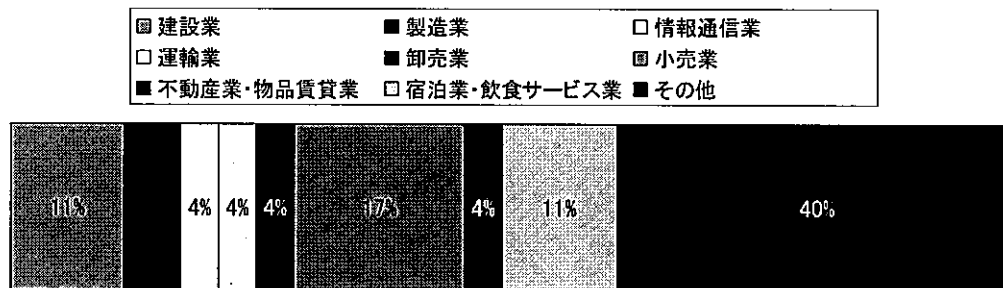
### Ⅲ. 調査結果のまとめ 事業者のプロフィール

【事業者向け(補填サンプル含む)】

【図表26】事業資金の借入れ経験がある個人事業主・経営者のうち、貸金業者から事業資金の借入れ経験者  
(ベース:個人事業主・経営者のうち、事業資金借入れ経験者・利用意向者)



【図表27】業種  
(ベース:個人事業主・経営者のうち、事業資金借入れ経験者・利用意向者)



※サンプル数30未満は参考値 ※職業別サンプルには、補填用サンプルを含む。

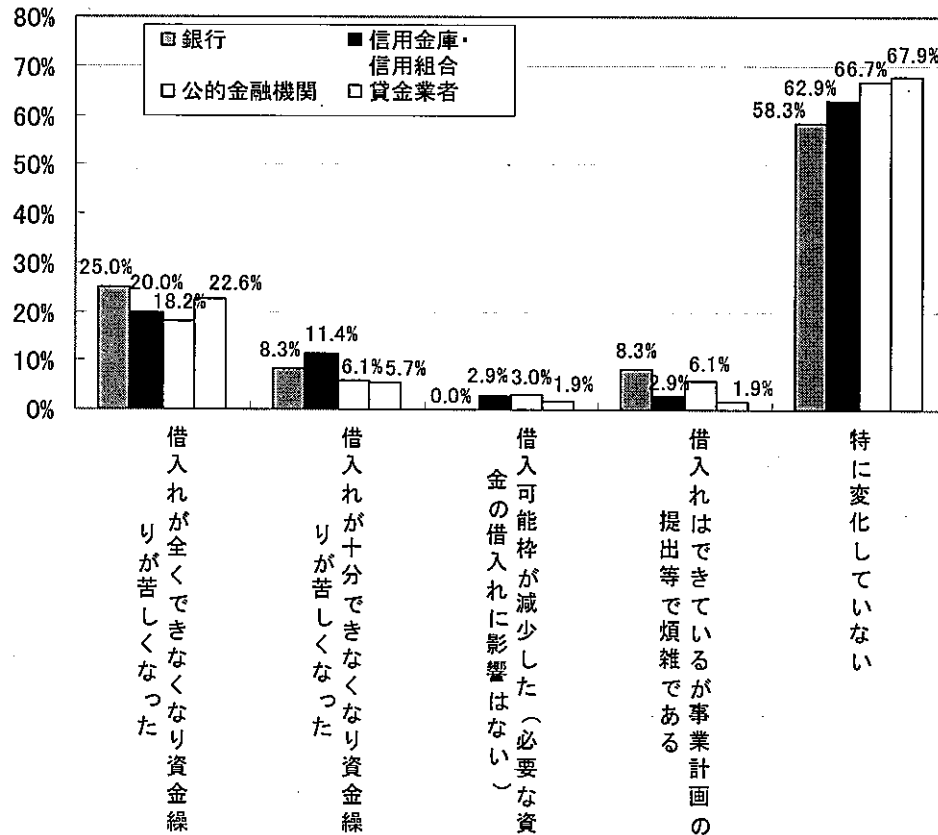
### Ⅲ. 調査結果のまとめ

## 事業者の事業資金借入れ等の状況

事業者で「貸金業者」からの事業資金の借入れ経験者に対し、事業資金借入れ等の設問を聴取（事業者=職業が『経営者・役員』『個人事業主(自営業、SOHO含む)』『専門職』『農林漁業』）

- 改正貸金業法の完全施行後の影響として、「銀行」・「信用金庫・信用組合」・「公的金融機関」・「貸金業者」それぞれからの事業資金の借入れ状況については、各業態の間で大きな傾向の違いは見られなかった。
- 経営相談相手（資金繰り以外含む）として、「銀行等の金融機関」が28.3%、次いで「商工会・商工会議所等の経営相談員」26.4%、「公的金融機関」18.9%。ただし、「相談はしていない」が43.4%で最も多い。

【図表24】各業態からの完全施行後の事業資金の借入れ状況について  
(ベース:事業資金に係る「貸金業者」からの借入れ経験者) n=53



【図表23】事業資金の借入れに関して、困った際に、経営の相談をしたことのある相談先  
(ベース:事業資金借入れ経験者・利用意向者) n=53

